

## パブリックコメント実施要項

### (仮称) 八千代市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める 条例骨子案へのご意見をお寄せください

令和6年6月12日公布の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」の一部が改正され、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する規定が新設されました。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満までのこどもを育てている全ての家庭に対し、保護者の就労要件にかかわらず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で柔軟に保育所や幼稚園等を利用することができる制度です。

当該事業は、改正後の子ども・子育て支援法における「乳児等のための支援給付」として、国において令和8年4月から全国的な事業となるよう進められているところであり、本市も令和8年度からの事業の実施を予定しています。

本給付制度に係る事業を行う事業者（特定乳児等通園支援事業者）は、児童福祉法に基づく認可基準を満たすことを前提としながら、子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準を満たすことが求められますが、この運営に関する基準を満たしていることの確認は、国が定める基準を基にして市町村が定める条例により行うこととされています。

つきましては、八千代市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、本市における運営に関する基準を取りまとめた骨子案に対する意見募集を実施いたしますので、皆様のご意見をお聞かせください。

#### 1 案件の名称

(仮称) 八千代市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例骨子案

#### 2 提出者区分

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に事務所・事業所を有する方
- (3) 市内に通勤・通学している方
- (4) 本件に利害関係のある方

#### 3 提出方法

原則として、書面または市ホームページのパブリックコメントの意見募集にあるリンクから提出してください。また、書式は問いませんが、「(仮称) 八千代市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例骨子案について」と表題を明記のうえ、提出者区分、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、法人・団体名、代表者名及び所在地）を必ず記入してください。

#### 4 提出期間

令和7年12月5日（金）～令和8年1月5日（月）（必着）

#### 5 提出先

- (1) 持参 八千代市役所2階 子ども保育課（平日：午前8時30分～午後5時）
- (2) 郵送 〒276-8501 八千代市大和田新田312-5 子ども保育課 宛
- (3) ファクス 047-482-9094
- (4) ちば電子申請サービス

#### 6 提出された意見の取扱い

提出された意見を十分に考慮したうえで、条例案を作成します。

また、いただいた意見の概要と、その意見に対する市の考え方を公表とともに、骨子案の修正を行なった場合は、その修正内容を公表します。

ただし、八千代市情報公開条例第7条に規定する不開示情報が含まれているときは、当該情報を除いて公表するとともに、収集した個人情報については十分に注意し、特定できるような内容は掲載しません。なお、いただいた意見に対する個別回答はいたしませんのでご了承ください。

#### 7 問い合わせ先

八千代市 子ども部 子ども保育課 電話：047-421-6752